

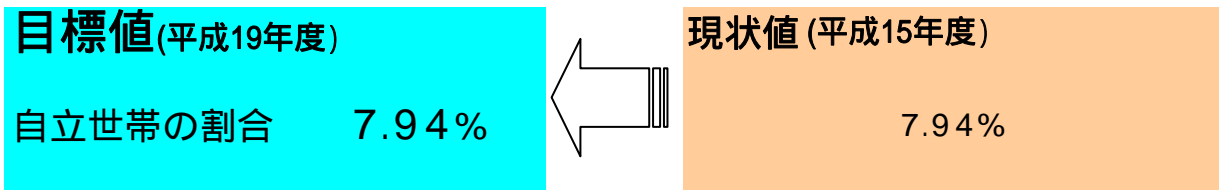
施策
(- 3 - 7)

生活援護の確保

目的

経済的に困窮した人が自立し安定した生活を送れるよう支援します。

成果指標と目標値



生活保護法に基づく生活保護受給世帯のうち、死亡、失踪、施設入所以外の理由により保護を要しなくなり、経済的に自立したと認められる世帯の割合です。被保護世帯は増加傾向にあります。が、経済的な自立を積極的に支援することで現状維持をめざします。

現状と課題

近年、景気低迷の長期化など社会状況の変化を反映して、県内の生活保護の新規開始件数は平成10年度の339件から平成15年度の460件へと増加傾向が認められます。(図1参照) 経済的な自立という面で見ると、高齢・傷病・障害等のハンディキャップをもつ世帯が平成15年度で88.5%と大部分を占め、稼働能力のある者についても雇用情勢が低調であるなど厳しい実状があります。

このため、制度の周知を図り、要保護者の必要性に応じて生活保護を過不足なく適用し、より一層適切な援助を図っていく必要があります。

生活福祉資金の貸付制度の周知を図り、経済的に困窮している世帯の生活安定への支援に努めます。

また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していくことが求められます。

用語解説

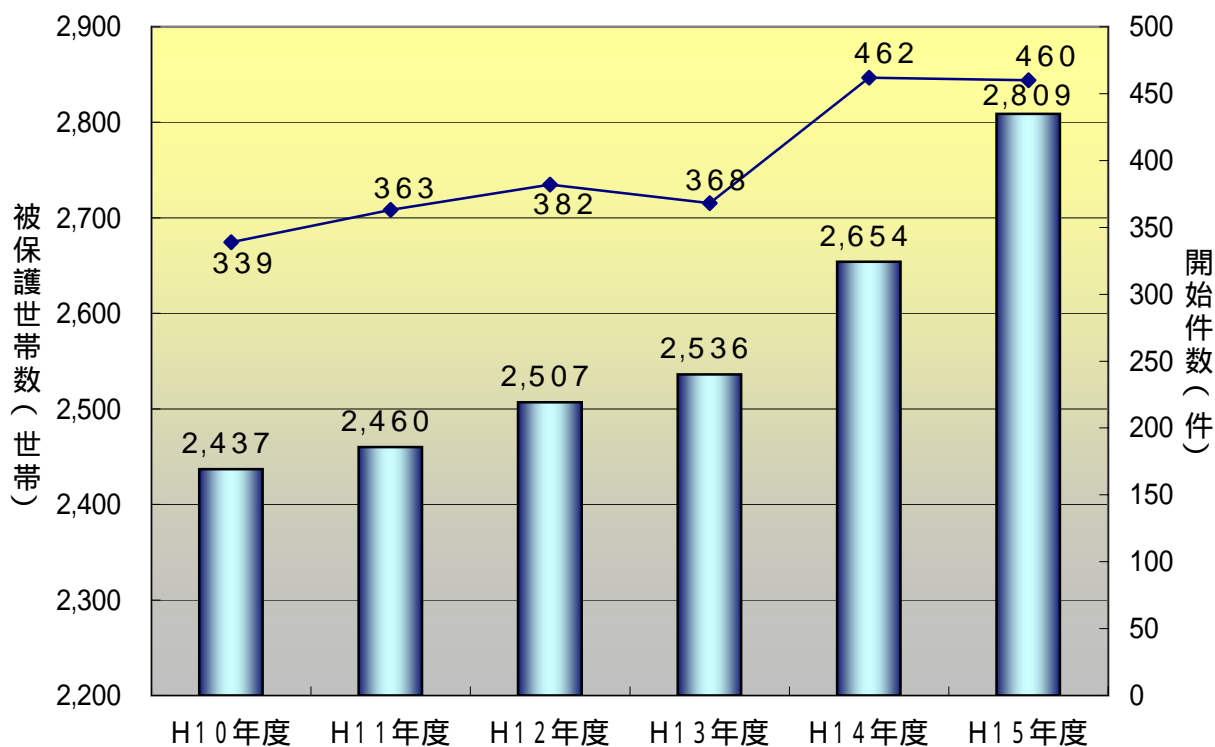
「生活福祉資金」

低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象とし、生業を営むための資金や就学するために必要な資金、住宅の増改築・拡張・補修に必要な資金などを貸付する制度です。島根県社会福祉協議会が制度運営を行っています。

目的を達成するための主な基本事務事業

事業名	概要
経済困窮者への支援事業 〔担当課〕健康福祉総務課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等 - - - - -	経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づく必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を支援します。 生活保護費の給付事業 生活福祉資金の貸付けにより、経済的自立を支援します。 自立支援事業
旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等 - - - - -	旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者遺族等並びに中国残留邦人未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。 旧軍人及び未帰還者等援護事業

図表 1 被保護世帯数及び保護開始件数



被保護世帯数 —●— 開始件数

資料：健康福祉総務課調べ